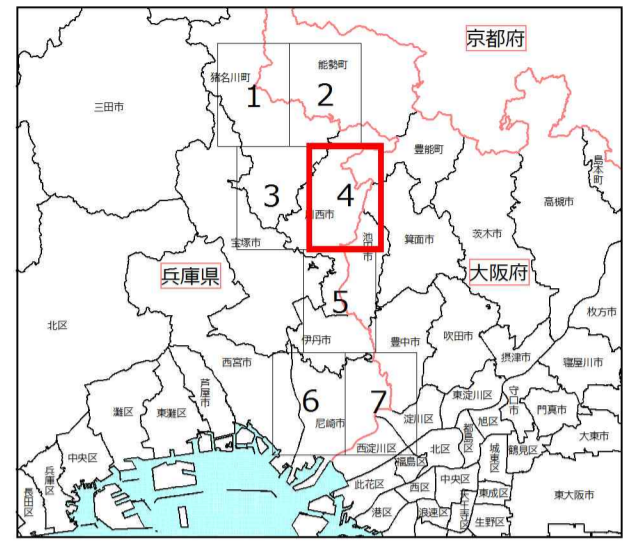
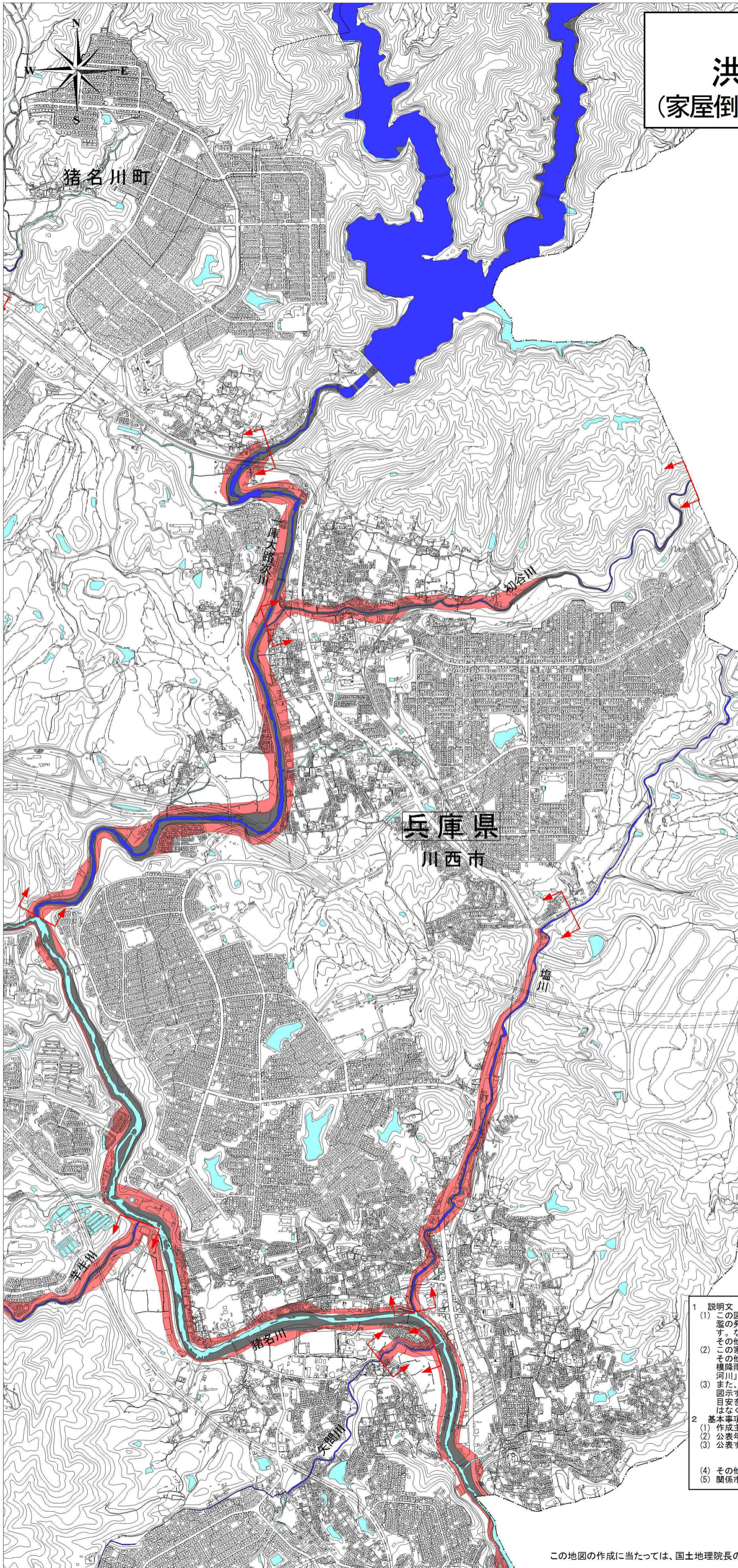


淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))4

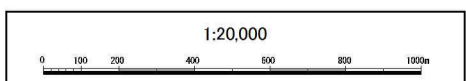


凡例

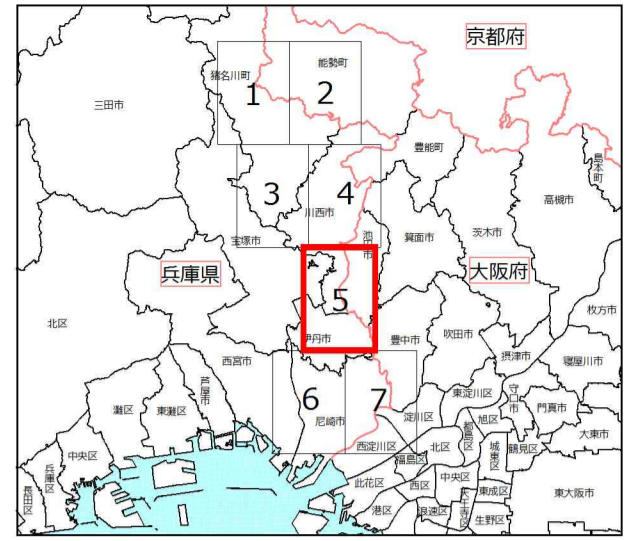
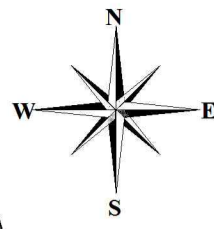
- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)
- 府県界
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川

1 説明文
 (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を予想したものです。
 (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなく、あくまで目安であることに留意してください。

2 基本事項等
 (1) 作成主体 兵庫県
 (2) 公表年月日 △△年 月 日
 (3) 公表する河川 淀川水系空港川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畑前川、前川、塩川、芋生川、一庫・大路次川、初谷川、田尻川、野間川、野尻川、原川、阿古谷川、槻並川(指定県民局(センター): 阪神北県民局)
 (4) その他図示する河川 淀川水系猪名川
 (5) 関係市町 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町

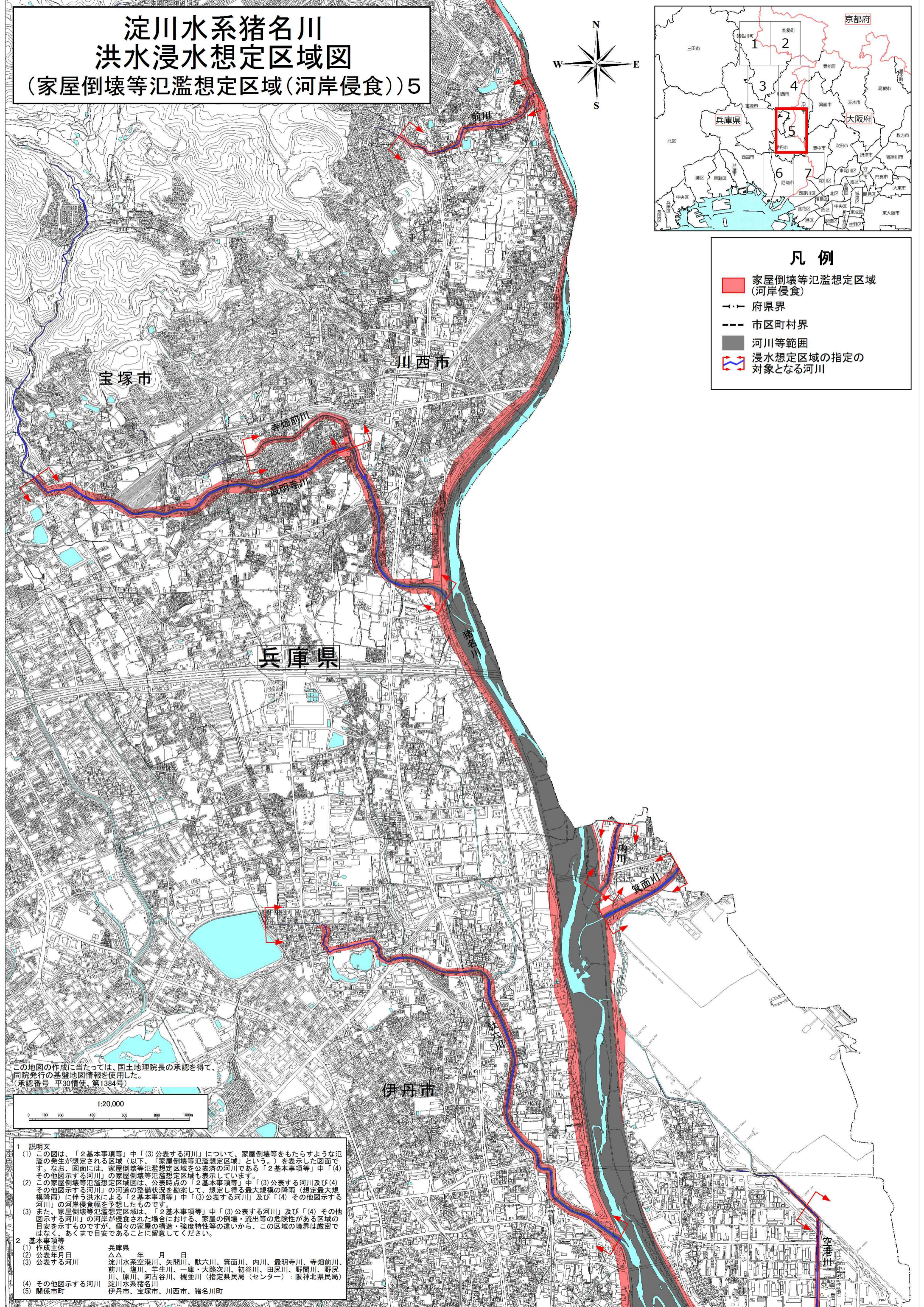


淀川水系猪名川 洪水浸水想定区域図 (家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食))5

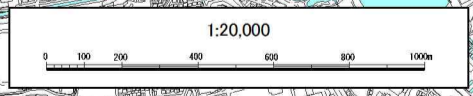


凡例

- 家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食)
- 府県界
- 市区町村界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる河川



この地図の作成に当たっては、国土院院長の承認を得て、同院発行の基礎地図情報を使用した。
(承認番号 平30情使、第1384号)



- #### 1 説明文
- (1) この図は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」について、家屋倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域(以下、「家屋倒壊等氾濫想定区域」という。)を表示した図面です。なお、図面には、家屋倒壊等氾濫想定区域を公表済の河川である「2基本事項等」中「(4)その他図示する河川」の家屋倒壊等氾濫想定区域も表示しています。
 - (2) この家屋倒壊等氾濫想定区域図は、公表時点の「2基本事項等」中「(3)公表する河川及び(4)その他図示する河川」の河道の整備状況を勘案して、想定し得る最大規模の降雨(想定最大規模降雨)に伴う洪水による「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸侵食幅を想定したものです。
 - (3) また、家屋倒壊等氾濫想定区域は、「2基本事項等」中「(3)公表する河川」及び「(4)その他図示する河川」の河岸が侵食された場合における、家屋の倒壊・流出等の危険性がある区域の目安を示すものですが、個々の家屋の構造・強度特性等の違いから、この区域の境界は厳密ではなくあくまで目安であることを留意してください。
- #### 2 基本事項等
- | | |
|---------------|--|
| (1) 作成主体 | 兵庫県 |
| (2) 公表年月日 | △年 月 日 |
| (3) 公表する河川 | 淀川水系空港川、矢間川、駄六川、箕面川、内川、最明寺川、寺畑前川、前川、堀川、芋生川、一庫、大路次川、初谷川、田尻川、野間川、野尻川、原川、阿古谷川、槻並川(指定県民局(センター):阪神北県民局) |
| (4) その他図示する河川 | 淀川水系猪名川 |
| (5) 関係市町 | 伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町 |